

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	森林政策課	整理番号	1-1
処分の種類	森林経営計画の変更通知			
根拠法令条例等・条項	森林法 第13条			
処分の概要	<p>第11条第5項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第12条第3項において読み替えて準用する第11条第5項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの。)の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるときは、当該森林経営計画に係る認定森林所有者等に対し、当該森林経営計画を変更すべき旨を通知しなければならない。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 森林経営計画制度運営要領 I の3の(2)のとおり</p> <p>ア 法第11条第5項第2号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準又は同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準が変更されたため、当該森林経営計画の内容が当該基準に適合しなくなったと認められる場合</p> <p>イ 市町村森林整備計画の樹立又は変更が行われたため、当該森林経営計画の内容が、法第11条第5項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認められる場合</p> <p>ウ 地域森林計画の樹立又は変更により、当該森林経営計画の内容が、法第11条第5項第8号に規定する要整備森林に係る要件に適合させる要件)に適合しなくなったと認められる場合</p> <p>エ (1)のア及びイに掲げる場合に該当することとなったにもかかわらず、認定森林所有者等が森林経営計画の変更について認定の請求をしないと認められる場合</p>			
基準の制定根拠	—			